

豊前市観光協会レンタサイクル利用規約

本利用規約（以下「本規約」という。）は、豊前市観光協会（以下「当協会」という。）が管理・運営するレンタサイクル事業について、お客様（以下、「利用者」という。）に厳守していただく事項について定めています。レンタサイクルをご利用の場合は、本規約の遵守をお願いします。

1. 利用申し込み

- ・利用申し込みは、当協会にて「レンタサイクル利用申込書」を記入することにより行ってください。
- ・申し込みの際、身分を証明できるもの（運転免許証、パスポート、健康保険証、学生証等）の写しを添付してください。
- ・利用申し込みの代表者は、高校生以上に限らせていただきます。
- ・利用申込書に虚偽の記載をされた場合は、利用をお断りする場合があります。
- ・過去の利用時に本規約に違反されていた場合、または当協会が適切でないと判断した場合は、利用をお断りする場合があります。

2. 個人情報の利用

- ・本サービスの利用に関連して知り得た個人情報については、当協会が別途定める「個人情報保護方針」に従い取り扱うものとします。

3. 利用料金

- ・3時間未満 1,600円（税込）
- ・3時間以上（1日） 3,000円（税込）
- ・貸し出し時に予定時間の利用料金をお支払いいただきます。時間超過の場合は、返却時に差額をお支払いいただきます。
- ・保証金として別途3,000円をお支払いいただきます。なお、保証金は自転車返却時に返金します。
- ・利用料金等のお支払いは、現金のみです。

4. 利用時間

- ・利用時間は、当協会の営業時間内（年末年始を除く毎日午前9時から午後5時まで）です。自転車の貸し出しや返却は必ず利用時間内に行ってください。
- ・当協会の営業時間を過ぎて返却する際は、遅延料金として1時間当たり1,000円をお支払いいただきます。

5. 利用条件

- ・利用は、身長145センチ以上の方に限ります。
- ・お一人様につき1台の貸し出しとなります。
- ・貸し出しおよび返却は一日ごとです。原則として日を連続して貸し出すことはできません。
- ・自転車の利用については、道路交通法等関連法令を遵守することはもちろん、交通マナーには充分留意してください。
- ・場所によっては、歩車分離がされていないところもありますので充分注意してください。

6. 自転車の引き渡し

- ・自転車の引き渡しにあたっては、係員の取扱説明を受けるとともに、次の項目について係員とともに点検、確認してください。
 - (1) ホイールの固定
 - (2) タイヤの空気圧
 - (3) サドルの高さ
 - (4) 変速ギアの動き
 - (5) その他鍵、ライト等の付属品

7. 自転車の返却

- ・申し込みの際に指定した時間内に当協会に返却してください。
- ・自転車の回収業務は行いません。
- ・返却が遅れそうな場合には、必ず当協会にご連絡ください。連絡のないまま返却時間を大幅に過ぎる等当協会が悪質と判断した場合には、所轄警察署に被害届を提出する等の措置をとる場合があります。

8. 自転車の故障・損傷

- ・利用中に自転車の故障又は損傷があった場合は、直ちに自転車の使用を中止し、速やかに当協会へご連絡ください。
- ・利用中に自転車が故障した場合は、そのまま当協会まで持ち込んでください。利用者起因する自転車の故障については、修理代金は利用者にご負担いただきます。
- ・自転車がパンクした場合は、当協会までご連絡ください。自転車の仕様上、タイヤ及び車輪を交換する必要がありますので、利用者自身での修理はご遠慮ください。この場合、タイヤ交換代（出張費含む）として2,000円をお支払いいただきます。
- ・利用中に自転車の故障又は損傷によって走行不能になった場合、代車の手当てはできません。
- ・自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生したとしても、当協会に起因する場合を除いて当協会は一切責任を負いません。
- ・いかなる事情があろうとも、当協会の事前の了解なく利用者自身で自転車を修理された場合、当協会は修理代金を負担できません。

9. 自転車の盗難・紛失

- ・利用中に自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合は、速やかに所轄警察署及び当協会まで連絡してください。
- ・無施錠のまま放置した等利用者起因する事情により盗難・紛失等した場合は、利用者自転車代金をご負担いただきます。

10. 事故

- ・利用中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに、当協会に事故発生の日時、場所、原因、事故の状況等を報告してください。
- ・事故についての示談等が必要な場合は、利用者の責任において行ってください。当協会では事故についての一切の責任を負いません。
- ・上記に関わらず、当協会が第三者にやむなく損害賠償を負担した場合を含め、当協会が被害を被った場合には、利用者による損害賠償を請求します。

11. 鍵の紛失・破損

- ・自転車の鍵を紛失・破損された場合は、交換料として2,000円をお支払いいただきます。

12. 禁止事項

- ・レンタサイクルのご利用にあたっては、次の行為を行わないでください。
 - (1) 飲酒、無謀運転、その他交通法規に違反する行為
 - (2) 危険個所、不適切な場所での利用
 - (3) 自転車放置禁止区域及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
 - (4) 自転車及び備品の改造等現状の変更
 - (5) パンク等自転車の異常を認めた場合に運転を継続する行為
 - (6) 利用申込者以外の第三者に使用させること

13. 貸し出しの拒絶

- ・次の各号の何れかに該当する場合は、自転車の貸し出しを拒絶できるものとします。
 - (1) 利用者が前項に掲げた禁止行為を遵守できないと認められるとき
 - (2) 利用者が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に属していると認められるとき
 - (3) 貸出期間が、暴風雨等悪天候のとき、若しくはそれらが予測される時
 - (4) その他当協会が適切でないと認めたとき

14. 利用の取り消し

- ・利用者が本規約に違反した場合は、貸出時間中であっても利用を停止し、自転車を速やかに返却していただきます。
- ・利用を取り消した場合、当協会が受領した利用料金等の払い戻しは一切いたしません。また、本規約の違反により当協会もしくは第三者が被害を被った場合には、利用者にその損害賠償を請求します。

15. 規約等の変更

- ・本規約、休業日、営業時間、サービス内容は、予告なく変更されることがありますので、ご了承ください。

施行日：2019年4月1日